

総社市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第14号

総社市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市保育の必要性の認定基準に関する条例(平成26年総社市条例第25号)第4条の規定に基づき、保育の必要性の認定に係る申込手続及び保育の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育の必要性の認定及び施設利用の手続)

第2条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条の規定に基づき、子どものための教育・保育給付を希望する小学校就学前子どもの保護者(以下「保護者」という。)は、総社市支給認定(現況)申請書兼施設利用申請書(以下「支給認定等申請書」という。)に必要な事項を記載し、関係書類を添付して市長に提出し、保育の必要性の認定を受けなければならない。

- 2 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下「施設」という。)を利用しようとする保護者は、支給認定等申請書に必要な事項を記載し、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の支給認定等申請書の提出があった場合において、支給認定をした場合は支給認定証により、却下した場合は支給認定申請却下通知書により保護者に通知するものとする。
- 4 市長は、施設利用を承諾したときは施設利用承諾通知書により、不承諾としたときは施設利用不承諾通知書により保護者に通知するものとする。

(支給認定等内容の変更手続)

第3条 前条第3項に規定する支給認定証を受けた者が提出した支給認定等申請書の支給認定に係る記載事項に変更が生じたときは、保護者は支給認定変更申請書によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 前条第4項に規定する施設利用承諾通知書又は施設利用不承諾通知書を受けた者が提出した支給認定等申請書の施設利用に係る記載事項に変更が生じたときは、保護者は施設利用変更・解除申請書によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(支給認定等内容変更の通知)

第4条 市長は、支給認定変更申請書の提出があった場合、また職権で支給認定等の内容を変更するときは、支給認定等内容の変更通知により保護者に通知するものとする。

- 2 市長は、施設利用変更・解除申請書の提出があった場合、利用施設の変更を承諾したときは施設利用承諾通知書により、不承諾としたときは施設利用不承諾通知書により保護者に通知するものとする。

(利用解除手続)

第5条 施設の利用を中止しようとする小学校就学前子どもの保護者は、速やかに施設利用変更・解除申請書を施設長を経由して市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の施設利用変更・解除申請書を受理したとき、小学校就学前子どもが保育認定基準を満たさなくなったとき、又は、転出、死亡等により保育の実施を解除したときは、当該施設及び保護者に施設利用解除通知書を送付しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(総社市保育の実施に関する条例施行規則の廃止)
- 2 総社市保育の実施に関する条例施行規則(平成17年総社市規則第62号)は廃止する。